

日本共産党を代表されました高木議員のご質問
にお答えします。

教育基本法にかかわってのお尋ねであります。
教育基本法の改正につきましては、教育の基本理
念に関わる重要な内容を含んでおり十分に議論が
尽くされ、納得がいくものでなければならないと
考えております。

以上

次に介護保険についてであります。

まず、新制度施行後の要支援１・要支援２の方のサービス利用についてであります。

４月１日から、要支援１・要支援２の方について、新たに予防重視型のサービスが創設されたところであり、あらゆる機会を捉えて、改正内容等の周知・啓発に努め、サービス利用の促進を図ってまいります。

次に、施設利用者の居住費負担に係る減免制度についてであります。

食費・居住費の利用者負担は、「負担の公平」などの観点から見直されたものであり、低所得者に対しても負担限度額を設けるなど、きめ細かな対応がなされているところであります。

また、本市においては、低所得者を対象とした食事助成の単市制度を講じることとしております。

次に、保険料の減免制度における所得要件の緩和であります。

本市における単市制度としての減免制度につきましては、２００３年（平成１５年）４月に、年間収入額や預貯金の額などについて、要件緩和措置を講じてきたところであります。

以上

次に、障害者自立支援法についてであります。
定率負担の導入に伴う、利用控えや事業所の運営状況については、利用実績や施設への照会などにより把握に努めておりますが、現在のところ、負担増による利用控えは顕在化しておりません。

なお、低所得者に対しては、きめ細かい負担軽減策がとられているものと考えております。

次に、独自の負担軽減策につきましては、本市も自立支援医療について、重度心身障害者医療費助成制度や、精神障害者医療費助成制度によって負担軽減を実施しているところです。

また、自立支援医療は、旧厚生医療及び旧更生医療の対象疾病を、そのまま引継ぎ、治療が長期にわたるものについては、「重度かつ継続」として負担の上限が低く抑えられているところです。

次に、旧支援費施設の報酬設定については、新たな事業体系への円滑な移行を図るために見直しが行われたものであります。

支払方法については、利用実績に即した日額払いとなったものです。

次に、定率負担の撤回につきましては、将来にわたって、社会連帯で、障害者の自立を支えらる

いう障害者自立支援法の根幹に関わる事であり、
撤回を求めるのは困難であります。

以上

次に、医療制度改革関連法についてであります。
この法律は、良質な医療を提供する体制の確立や、
医療保険制度の、将来にわたる持続的かつ安定的
な運営の確保などを目的としたものであると認識
しております。

次に、市内の介護型及び医療方療養病床数につ
いてありますが、２００６年（平成１８年）５
月３１日時点で、介護型は、４６０床

医療型は１１１４床であります。

なお、医療型療養病床数の削減対象数について
は、県において、新広島県保健医療計画を策定中
であり、具体的な数字は、明らかになっておりま
せん。

次に、市民病院附属加茂診療所につきましては、
医師確保が困難な状況にあり、当面、現行の診療
形態を継続することとしております。

以上

次に、保育行政についてであります。

保育所の再整備につきましては、今後の児童数の推移や施設の老朽化など保育所が抱える様々な課題を解決し、保育内容・保育水準の維持向上を図るとともに、子育て支援を中心としたあらたな社会的ニーズに応えるため取り組んでいるものであります。

引き続き、児童への配慮はもとより、地域や保護者の理解を得ながら計画的な整備に向けて取り組んでまいります。

次に、神辺町の休日保育についてであります。合併前の神辺町において、私立保育所で実施されていたところですが、利用者数が極めて少なく事業継続に困難性があったものと受け止めております。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、効率的な学校運営についてであります。

単年度主義を克服するための教育推進計画の見直し、報告書等の提出が計画的に出来るチェックリストの作成、業務効率をはかるための全校統一した文書管理システムの確立等に取り組んでまいりました。

なお、教職員の病休者の割合につきましては、6月1日現在で過去3年間を比較してみますと横ばいの状況にあります。

次に、条件整備についてです。

本年度よりきめ細かな指導の充実を図るため、新規に少人数指導推進事業及び、特別支援教育体制推進事業を実施するとともに、学習活動推進事業の拡充等の施策を推進しているところです。

次に学校評価自己評価についてです。

学校評価自己評価は保護者との対話を促進するためのものであり、このたび導入した外部評価は、学校の自己評価の精度を高めるために、第3者が評価を行うもので、学校のランク付けをするものではありません。

なお、現時点において教員の給与制度を全面的に見直す方針を固めたという事実はないと、文部科学省から情報をいただいております。

次に、「チャレンジ・ウィークふくやま」についてであります。

「チャレンジ・ウィークふくやま」は、今日的な教育ニーズに応える「キャリア教育」の推進の一環として実施するものであります。

教育委員会におきましては、各学校が実施してきたこれまでの1日または2日間の職場体験の実績を踏まえ、昨年来、校長会や各学校の進路指導主事等との、日数の拡大に向けての協議や商工会議所、商工会などの関係機関との連携を行う中で、円滑な実施に向けて取り組んできたところです。

また、市民がこぞって中学生に目を向けていただけるように、市内一斉の実施として、生徒の体験先につきましても、現在、ほとんどの学校において確保できております。

これを機会に、中学生に対する理解を深めていただくとともに、学校・家庭・地域の事業所という三者が一体となって子どもたちを育てるという機運を高めてまいりたいと考えております。

以上

次に、建設・都市行政についてであります。
まず、靱港埋め立て架橋についてです。

靱地区道路港湾整備事業については、1983年（昭和58年）に当初計画が策定されてから20数年の年月が経過しており、この間、学識経験者や専門家、地元住民の方々のご意見をお伺いする中で、靱の歴史や文化との調和、景観の保全等に配慮した計画として進めているものであります。

公有水面埋め立てについては、排水権利者の一部の人の同意が得られておりませんが、靱町の住民の大多数が埋立て架橋の推進を求められる中、埋立による利益が損害を著しく上回るなどの、公有水面埋立て法の適用を見据えて、埋立申請の準備を進めているところであります。

靱のまちづくりにおいては、地区内の交通を処理する道路となる、靱港の道路港湾整備事業がその骨格をなすものであると考えております。

下水道整備や電線類の地中化につきましては、靱地区の環境整備として重要な施策の一つですが、予定されているあらたな県道を迂回しないと、工事施工が困難を極めると予測されます。

なお、必要な生活環境等の施設整備については、これまでも、地元と協議しながら、整備しているところです。

靱港の埋め立て架橋整備は、交通混雑の緩和や、防災機能の向上など、地域生活における様々な課題解決を図るとともに、靱の伝統的な町並み保存機能を進めるためにも、ぜひとも必要であり、現在の計画を白紙にすることなく、整備を推進してまいります。

以上

次に、川南土地区画整理事業及び地区計画による神辺地区まちづくり総合支援事業についてであります。

本事業は、合併協議において、神辺町からの強い要望を受け、合併協議で合意され、合併建設計画に位置付けられた事業であります。

なお、地区計画区域における地権者数は、約 1 4 0 0 名であります。

また、地区計画における生活道路の工事費は、公費で負担することとしております。

次に、都市計画道路の建設費については、今後、事業計画書を作成する中で定めてまいります。

今後、事業推進に向け関係者の合意形成に努めてまいります。

以上

次に、幹線道路建設計画についてであります。

まず、福山道路等の環境影響評価、並びに照査における大気質の予測手法は、いずれもプルーム式・パフ式が採用されております。

この手法は、広い範囲の道路構造に適用でき、過去の調査・研究の資料が抱負に蓄積され、他の方法に比べて、十分に検証されていることから、平成10年6月に出された建設省令において、基本的な手法として規定されており、福山道路等の環境影響評価、ならびに照査においても、この手法を採用したものと、事業者より伺っております。

次に、福山道路等での事業の進め方につきましては、事業の進捗に応じて、説明や協議の場を設定し、関係者の理解と協力を得る中で、円滑な推進を図っているところであり、道路構造や、生活環境整備等において、協議が調った地区から、順次、用地事務を進めているものであります。

次に、瀬戸学区における事業説明会につきましては、学区全体の進捗状況等から、一定の役割を果たしたものと判断され、本年2月の開催をもって終了したものであり、今後は、質問等に対して個別に対応される旨を、事業者より伺っております。

次に、公共交通政策と道路建設についてであります。

本市では、都市圏の安全かつ円滑な交通を確保するため、国・県、並びに隣接する4市と共同して、二〇〇二年（平成十四年）に福山都市圏交通円滑化総合計画を策定しております。

内容といたしましては、幹線道路網整備などによるハード整備と、ノーマイカーデーやレンタサイクル事業などの交通需要マネジメント政策を組み合わせて、交通円滑化事業に取り組むこととし、実施してきたところであります。

引き続き、事業を推進してまいります。

以上

次に、下水道工事に関わる契約についてであります。

随意契約は、予定価格が130万円を超えない工事の契約などの他、契約の性質または目的が競争入札に適しないなど、政令で定める場合に限ることとされております。

また、取付管の工事発注については、昨年4月より、請負契約締結後、工事に着手する事務処理に改めております。

次に、検査体制については、本年四月から請負金額50万円以上の工事の検査は、技術検査課で行うなど、その拡充を図ったところであります。

また、建設工事の施工に伴い、建物等に損害等が発生した場合の対応につきましては、本年4月より、「福山市建設工事損失補償事務処理要綱」等に基づき、適正に対応できる方策を講じたところであります。

また、監査委員による定期監査や決算審査等における指摘事項につきましては、引き続き、改善項目を定め、適正な事務執行に務めてまいります。

以上

次に、住宅局長通知の「公営住宅管理の適正な執行について」であります。

この通知は、公営住宅施行令・運営指針に基づく住宅管理の一層の適正化を促す内容であります。

本市といたしましても、入居者・非入居者間、入居者相互間の公平性を確保しつつ、真に住宅に困窮する低額所得者に対して、的確に住宅を供給できるよう、適正な運用に努めていく必要があります。

市営住宅の建設につきましては、近年における少子・高齢化の進行、在宅福祉の重視、循環型社会への転換といった、公営住宅を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応すべく、総合的な視点で検討する必要があると考えています。

以上

次に、競馬事業についてであります。

競馬事業は、これまでの本市行政運営への貢献や、千人を超える雇用の場であり、経済の活性化に大きな影響があることなどから、事業の継続にむけ、関係者と一丸となって経営の健全化に取り組んでいるところであります。

また、津山市の場外発売所につきましては、先日、津山市長から設置に同意できない旨の、正式な回答がありました。

今後の場外発売所については、共同場外の活用も含め十分に検討してまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、同和問題に関わる差別事件・事象についてであります。本市で把握いたしております発生件数は、昨年度30件となっており、年々増加傾向にあります。

最近では特に、インターネットを利用し、匿名で同和地区名や人名を書き込むとい差別記載が増加しており、憂慮する状況であります。

また、差別発言も後を絶たず、身元調査に関わって行政書士による戸籍の不正取得事件も発覚しております。

つぎに、「自己実現を支援する取組み」につきましては、課題を有する人に対する相談事業を、一般施策を活用して実施していくものであり、全ての市民が個として尊重され、自己実現が図られるための総合的・計画的な施策のひとつであります。

「えせ同和行為」につきましては、昨年度43件を把握しており、その主な内容は、あたかも解放運動団体に関係があるかのように装い、高額な図書を購入を強要するものであります。

こうした行為は、長年培ってきた同和問題に対する啓発活動を覆すこととなります。

今後とも毅然とした対応ができるよう、市民や企業に対する啓発に努めてまいります。

今後の人権行政につきましては、「人権文化が根付いた地域社会の実現」を基本理念に掲げる、

「福山市人権施策基本方針」に基づき、様々な人権課題の解決に向けた諸施策の総合的・計画的な推進に努めてまいります。

以上